

生徒心得

高田南城高校の生徒であることを自覚し、健全な学校生活を営むために、次の点を心得てください。

1 服装及び所持品

- (ア) 努めて質素、清潔、端正を心がける。
- (イ) 高額な貴重品、高価な私物は持参しない。
- (ウ) 所持品の紛失、または拾得物のあった場合は、直ちに生徒指導部の先生もしくは担任に連絡する。

2 交通安全

交通規則を遵守し、安全に留意する。通学上やむを得ない理由のために、車両（自転車、原動機付自転車【以下「原付バイク」という。】、普通自動車）を使用する許可を得た生徒は、事故のないよう万全の注意をはらう。

3 禁煙

成年者であっても学校敷地内は全面禁煙である。

4 校舎・校具の使用

- (ア) クラブ活動その他の事情で居残る場合は、顧問の教職員の監督下で活動する。
- (イ) 休日の場合は、事前に担当の教職員もしくは担任に届け出て許可を得る。

5 諸届は、速やかに提出する。

- (ア) 原付バイク通学許可願 …… 担任に提出
- (イ) 自動車通学許可願 …… 担任に提出
- (ウ) 自転車通学届 …… 担任に提出
- (エ) アルバイト届 …… 担任に提出

高田南城高等学校定時制課程 車両通学規定

- 車両の貸借はしない。
- 職務上を除いて、遠距離・深夜運転を慎む。
- 法規違反しない。万一交通事故・交通違反をした場合は、速やかに報告する。
- 原付バイク使用者は、次の事項を守る。
 - (ア) 50cc以下の原付バイクを使用する。
 - (イ) ヘルメットを正しく着用する（フルフェイス型が望ましい）。
 - (ウ) 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）および任意保険（※）に加入する。

※任意保険は、対人賠償保険、対物賠償保険（賠償金額は無制限）のあるものに限る。

- ◎自転車・原付バイクには、許可を得た後に発行されるステッカーを貼ること。また、自動車を校内に駐車する場合は、許可証を携行すること。

6 車両通学許可について

車両（自転車、原付バイク、普通自動車）を利用して通学する場合は、それぞれの通学許可願を提出して許可を得る。

(ア) 原付バイク

50cc以下の原付を使用する。

(イ) 普通自動車

<午前部>

自動車による通学は原則禁止とする。

仕事上の都合などやむを得ない事情による自動車通学の申し出は、職員会議で審議する。

車両通学規定が守れない生徒には、車両通学を認めない。